

大阪市監査委員 森 伊 吹
同 森 恵 一

住民監査請求について（通知）

令和 4 年 11 月 21 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、杉村幸太郎委員は地方自治法第 199 条の 2 の規定により、森山よしひさ委員は同条の趣旨を踏まえ、関与していません。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 住民監査請求書

（1）請求の要旨

大阪市会議員の令和 3 年度（2021 年度）政務活動費は、83 人の市議に対し 497037237 円が支払われている。

大阪市会では平成 25 年（2013 年）4 月に「政務活動費の手引き」を改訂し、政務活動にかかる諸規定の整備を行った。この手引きによれば、「議員の活動は政務活動以外に政党活動、後援会活動等と多面的であり、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区別することが困難であると考えられます。活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適切であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分することが必要です」とし、「合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は、按分の基準を 1 / 2 とする」と按分の指針を定めている。

このほど、大阪市民有志が大阪市会議員の政務活動費の充当について公開情報を閲覧したところ、事務所の家賃、活動補助員の人件費などかかった費用の全額、もしくは大半に

政務活動費を充当している議員のいることが分かった。このような充当をしている議員らについて調査すると、事務所に「政治活動用事務所」と選管が認めるシールを張った看板を設置していたり、政党ポスターが張ってあったり、また自身の後援会などの政治団体の収支報告書で連絡先電話番号が議員事務所と同一であるなど、明らかに議員事務所で政務活動と政治活動が渾然一体となっていて行われていることが判明した（具体的な内容は以下の「（２）請求の理由」の通り）。

議員事務所が政務活動以外の活動にも対応しているのであれば、大阪市会が作成した「政務活動費の手引き」に従い、1／2の按分基準を適用しなくてはならず、50%を超えて政務活動費の交付を受けるのは不当利得である。

政務活動費は公金であり、議員の政務活動を補助するために交付されている。収支報告書や領収書等の検査が十分に行われなかったために支出された公金は市の損害である。監査委員は、市長に対し、市会議員に不当利得を返還させるべく、不当に支出された政務活動費の交付を取り消し、返還請求させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告されたい。以上、地方自治法242条1項に基づき監査請求する。

（２）請求の理由

インターネット公開されている令和2年度の政務活動費収支報告、領収書を閲覧し、議員活動にかかる経費について100%もしくは60～90%の高率で政務活動費を充当している大阪市会議員を「別紙1」にまとめた。

「別紙1」では、活動補助員、人件費、家賃、電話代、水道光熱費、携帯電話代をピックアップしており、このほか、複合機リース、来客用駐車場、インターネット利用、ホームページ運用などに高率請求がみられたがここでは割愛した。

高率請求している議員らは収支報告の中で「政務活動以外の活動は自宅や政党の施設で行っており、政務活動のみを行う事務所であるため、人件費や事務所関連経費は基本的に100%とする」という見解を述べている。しかし、実際には政党活動、後援会活動、その他の活動も含めて議員事務所で行われていると強く推認される事実がある（「別紙1」の一覧表の右端「政務活動費の高率充当が不適切だと強く推認される事実」欄に記載し、証拠となる資料を添付する）。

これらの事実に対し、監査委員は議員事務所が「基本的に100%政務活動のみに使用」しているにもかかわらず、上記「政務活動費の高率充当が不適切だと強く推認される事実」欄記載の事実があることの説明を求めるべきである。議員が、議員の業務週報など具体的な資料とともに合理的な説明ができない場合には、大阪市の「政務活動費の手引き」において定めている「合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合」に該当するとして、議員は、別紙1に記載の項目のみならず、それら以外にも政務活動費を充当したすべての項目について50%を超える金額については返還すべき義務を負うとすべきである。

なお、各市議の事務所の所在地、電話番号は、大阪市会のホームページで公表されている。公表されている事務所について調査した結果、別紙1記載の事実が判明した。

2 請求の受理

本件請求は、令和3年度に交付された政務活動費について、別紙1に掲げる議員が、議員事務所で政務活動以外の活動を行い合理的な説明なく50パーセントの按分基準を超えて交付を受けるのは不当利得であるにもかかわらず返還を求めていることが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるものとしてなされたものであると解され、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項等

令和3年度政務活動費

2 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

行政委員会事務局執務室等

(2) 実施日程

令和4年12月1日（木）から令和5年1月19日（木）まで

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から陳述は不要であるとの申し出があり、令和4年12月7日に陳述に代えて調査資料が提出された。その内容は次のとおりである。

(1) 令和3年度分政治資金収支報告書について

住民監査請求において、大阪市議の令和2年度の政治資金収支報告書の内容に関して指摘をしたところであるが、本年11月末に令和3年度の政治資金収支報告書が公開されたため、令和3年度分についても調査した。

以下は、令和2年度分と同様に「不当な政務活動費の高率充当が疑われる事実」が判明した市議と、令和2年度分では上記事実があったものの令和3年度分では見当たらなかった市議について列挙する。

【大阪維新の会】

ア 塩中一成（中央区）

「塩中一成後援会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

イ 野上蘭（中央区）

令和2年度分の「野上蘭後援会」の収支報告書では事務担当者が野上議員本人であり電話番号は携帯電話になっていたが、令和3年度分の収支報告書では不記載。

ウ 東貴之（西区）

東議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市西区支部」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

「東たかゆき後援会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年分の収支報告書も同様。

エ 金子恵美（天王寺区）

「金子恵美後援会」の事務担当の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度部の収支報告書も同様。

オ 竹下隆（浪速区）

竹下議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市浪速区支部」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

カ 山下昌彦（淀川区）

山下議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市淀川区支部」の所在地が議員事務所と同一。

「山下昌彦後援会」の所在地が議員事務所と同一。

「山下昌彦特別後援会」の所在地が議員事務所と同一。

キ 木下誠（生野区）

木下議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市生野区支部」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

「木下誠後援会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。

ク 宮脇希（旭区）

宮脇議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市旭区支部」の所在地と事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

「宮脇のぞみ後援会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。

ケ 飯田哲史（城東区）

「飯田哲史後援会」と「飯田サトシを支える会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

コ 本田リエ（城東区）

令和2年度分の「ホンダリエ後援会 HomeRoom」の収支報告書で事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一だったが、令和3年度分の収支報告書では携帯電話番号に変更

サ 大橋一隆（鶴見区）

「大橋かずたか後援会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

シ 片山一步（住之江区）

令和2年度分の「片山一步後援会」の収支報告書では、事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一だったが、令和3年度分の収支報告書では不記載。

ス 田辺信広（東住吉区）

「田辺信広後援会」の所在地が議員事務所と同一。事務担当者が田辺議員本人であり電話番号は携帯電話となっている。政務活動費で100パーセント充当している田辺議員の携帯電話は後援会活動と混在している可能性がある。

【公明】

セ 山本智子（北区）

「山本とも子後援会」の事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

ソ 杉田忠裕（淀川区）

杉田議員が代表の政治団体「公明党新大阪総支部」の令和2年度分の収支報告書では、事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一だったが、令和3年度分の収支報告書では不記載。

タ 山田正和（生野区）

令和2年度分の「公明党大阪中央総支部」の収支報告書では、事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一だったが、令和3年度分の収支報告書は本年11月30日に電話番号を訂正。令和2年度分の収支報告書の電話番号について指摘した住民監査請求書を市行政委員会事務局に提出したのは11月21日。9日後に電話番号を訂正しており、住民監査請求の内容が山田議員に漏れた可能性がある。

チ 明石直樹（城東区）

令和2年度分の「明石直樹後援会」の収支報告書では、事務担当者が明石議員本人で、電話番号が議員事務所の電話番号と同一だったが、令和3年度分の収支報告書では電話番号を変更。

ツ 中田光一郎（住吉区）

「公明党西大阪総支部」の収支報告書で事務担当者の電話番号が議員事務所の電話番号と同一。令和2年度分の収支報告書も同様。

4 監査対象所属等に対する調査（11 ページ以降に詳述）

令和4年12月12日、27日、令和5年1月10日、13日及び17日に、行政委員会事務局職員が、市会事務局職員（同職員を介した大阪維新の会大阪市議員団（以下「維新会派」という。）及び公明党大阪市議員団（以下「公明会派」という。）への調査を含む。）に対して調査を行った。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

（1）関係法令等

ア 地方自治法の規定

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされている。（第100条第14項）

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされている。（第100条第15項）

議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。
(第100条第16項)

イ 大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第25号）の規定

会派に対する政務活動費の月額、570,000円又は95,000円のうちから各会派が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職等した議員を除く。）の数を乗じて得た額とされている。（第3条第1項）

政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するとされている。（第5条第1項）

政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務活動費を会派にあつては別表第1、交付対象議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならないとされている。（第5条第2項）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならないとされている。（第7条第1項）

政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務活動費の総額から同年度において支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならないとされている。（第8条）

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写しについて、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされている。（第10条）

別表第1（第5条関係）（抄）

| | |
|------|---|
| 人件費 | 会派が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務費 | 会派が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費 |
| 事務所費 | 会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費 |

ウ 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年条例第94号）

大阪市会政務活動費の交付に関する条例に基づく政務活動費の月額は、平成25年3月1日から令和5年4月29日までの間において、同条例第3条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とされている。

エ 大阪市会政務活動費の交付に関する規則（平成13年規則第28号）の規定

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならないとされている。（第5条第3項）

オ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定

18才以上の日本国民で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するとされ、その選挙権を有する者で25才以上のものは、市町村の議会の議員の被選挙権を有するとされている。（第9条第2項、第10条第1項第5号）

選挙運動のために使用する文書図画は、選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類などのほかは、掲示することができないとされている。（第143条第1項）

公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、立札及び看板の類で、政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに掲示されるものなど以外のものを掲示する行為は、上記の禁止行為に該当するものとみなすとされている。（第143条第16項）

上記の立札及び看板の類は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければならないとされている。（第143条第17項）

カ 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の規定

公職選挙法第143条第17項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証票を用いてしなければならないとされている。（第110条の5第4項）

(2) 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱の規定

慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費、会議等に伴う飲食以外の飲食経費、選挙活動に属する経費、政党活動に属する経費、後援会活動に属する経費、私的活動に属する経費及びその他政務活動の目的に合致しない経費は、政務活動費を支出することができないが、政務活動に資する経費部分については、この限りでないとされている。（第3条第1項）

会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務活動費を全額充当することが不相当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務活動に資する経費相当額を計上しなければならないとされている。（第3条第2項）

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し等（以下「収支報告書等」という。）の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができるが、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務活動費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならないとされている。（第6条第1項）

(3) 政務活動費の手引き

大阪市会は、政務活動費の手引きを定めており、同手引きには、按分の指針などについて次のとおり記載がある（本件に関連する項目を抜粋）。

・按分の考え方

会派（議員）の活動は、専ら政務活動以外に政党活動、後援会活動等と多面的であり、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられます。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不相当であることが明らかな場合（※）は、合理的な方法により按分することが必要です。

・按分の割合

按分を要する項目等の按分割合は、会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、政務活動費の交付を受けた会派（議員）のそれぞれの責任において、運用基準や出納手続を定めるなど、当該会派（議員）の政務活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を定めて用いるものとします。但し、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は、次の考え方により按分するものとします。

【合理的な区分が困難な場合の按分の考え方】

1 / (政務活動 + その他の議員活動) = 1 / 2 を按分の基準とする。

※H19. 4. 26仙台高裁（H19. 10. 26最高裁にて上告棄却・確定）

ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。

・人件費

内容 会派（議員）が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費

使途 給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料等

留意事項 補助職員が政務活動以外の業務も兼ねている場合については、「按分の指針」に基づき支出する必要があります。

・事務費

内容 会派（議員）が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費

使途 事務用品代、備品購入費、修理費、通信費、リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、封筒作成代、名刺代、来客用茶菓代、来客用駐車場代等

・事務所費

内容 会派（議員）が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費

使途 賃料、光熱水費、共益費、管理費、仲介手数料、礼金、調査研究等政務活動に必要な造作等

事務所費の按分方針

事務所が政務活動のみに限定して使用されている場合は、政務活動費として全額支出することが可能ですが、事務所を住居や選挙活動等と共用している場合は、事務所における政務活動実績の割合に応じて、合理的に説明可能な範囲で按分割合を設定し、政務活動相当額を支出する必要があります。

また、実態に即して事務所の賃貸借契約、電気、ガス、水道等の契約を、政務活動用とそれ以外の活動用に分離することも、考慮すべき1つの手法と考えます。

(4) 令和3年度政務活動費に係る支出手続等

ア 財務会計システム

各月3日（1月、5月及び11月は、市長の定める日）までに議長から市長あてに送付される各会派からの政務活動費交付請求書に基づき、10日（5月は市長の定める日）に、各会派に対し、513,000円に同会派の所属議員数を乗じた金額が支払われ、令和4年5月及び8月に、各会派から令和3年度分に係る政務活動費残余金について戻入されている。

イ 収支報告書の提出

令和4年8月15日付けで、維新会派から令和3年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書が、また令和4年8月16日付けで公明会派から令和3年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書（修正後）が議長あてに提出され、他の3会派分のものを併せて、議長から市長あてに、令和4年8月22日付けで令和3年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び領収書等の写しの写しが送付されている。

(5) 本件請求に係る執行額

本件請求に係る各議員に対する人件費、事務費（電話及び携帯電話代を含む。）及び事務所費（家賃及び水道光熱費を含む。）の執行額（ただし、（6）ウ、3（3）及び（5）記載の訂正届提出前のもの。）は別紙2のとおりである。

(6) 令和3年度政務活動費収支報告書及び領収書等の写し

本件請求の対象となっている市議員に係る人件費、家賃、電話代、水道光熱費及び携帯電話代について、行政委員会事務局職員が令和3年度政務活動費収支報告書及び領収書等（以下「本件収支報告書等」という。）の写しを確認したところ、請求人が摘示する事項以外の点について、次の事実が確認された。

ア 人件費関係

大阪府が公表している、政党その他の政治団体に係る政治資金収支報告書（以下「政治資金収支報告書」という。）に記載されている事務担当者等と同姓同名の政務活動補助職員の給与等について、政務活動費が100パーセント充当されている例が確認された。

また、市議員と同姓の政務活動補助職員について、政務活動費が100パーセント充当されている例が確認された。

イ 令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙期間中の按分関係

本件請求の対象となっている市議員のうち、大阪維新の会所属の議員の大部分は、標記選挙の公示日から投票日までの13日間について、事務所に係る家賃、水道光熱費

及び政務活動補助職員の給与について政務活動費の充当率を 50 パーセントとする取扱い（以下「選挙按分」という。）を行っているが、これについて、次の例が確認された。

- ・政務活動補助職員の当月の給与について選挙按分を行っているが、同期間を含む期間を対象として支給されたと思われる賞与について、選挙按分を行っていない。
- ・同じく、同期間を含む期間に係る労働保険料、源泉所得税について、選挙按分を行っていない。
- ・選挙按分を行った給与、家賃に係る振込手数料について、選挙按分を行っていない。
- ・家賃等について選挙按分を行っているが、同期間を含む期間を対象とする電気代について、選挙按分を行っていない。

ウ 海老沢由紀市議 令和3年事務所電話代10月分に係る領収書等貼付用紙

標記市議の令和3年事務所電話代10月分について、NTTファイナンス株式会社が発行した請求書及び内訳詳細から、これが5,559円であったことが確認でき、これについて、領収書等貼付用紙下部において、同月の31日中、選挙期間であった13日について、下記のとおり50パーセント、残りの期間について100パーセントとする按分計算がなされている。

$$5,559 \div 31 \text{日} \times 13 \text{日間} = 2,331 \quad 2,331 \times 50\% = 1,166 \text{円} \quad 5,559 - 1,166 = 4,393 \text{円}$$

同紙上部枠内に、支出額を記す欄があり、政務活動費充当額を記入することとなっているが、同欄に、4,493円の記載があり、同市議に係る領収書等添付一覧⑧事務費にも、同額の記載がある。

この点について、令和5年1月17日付けで維新会派から訂正届の提出があり、海老沢議員 事務所電話代10月分、令和3年11月8日4,493円を4,393円に計上額減額訂正し、これと3（3）ア記載にかかる614円を合わせた714円について追加返還する旨届出があり、行政委員会事務局職員が、同日付け、同額の領収証書の写しを確認した。

(7) その他本件に関して各種公表資料等から確認された事実

ア 議員事務所等が作成したホームページ

本件請求の対象となっている市会議員の事務所等が作成したと思われるホームページを行政委員会事務局職員が閲覧したところ、同ホームページに入党案内、後援会の入会案内、個人献金のお願いなどの記述があり、連絡先等として、家賃等に政務活動費が100パーセント充当されている事務所（以下「政務活動専用事務所」という。）の住所及び電話番号のみが記載されている例が確認された。

イ 令和2年3月17日付け大阪府選挙管理委員会告示第48号

標記告示は、資金管理団体の届出事項の異動を告示しており、これによると、高山みか後援会について、平成31年4月8日を異動日として、主たる事務所の所在地が、大阪府大阪市北区本庄東2丁目1-19 ガーディアン・ライフ1Fから、大阪府大阪市北区天満4丁目9-13 カーサアステリア天満4Fになったとされている。

2 監査対象所属に対する調査

行政委員会事務局職員が、市会事務局（以下「所管局」という。）職員に対して次のとおり調査を行った。

(1) 議長による検査として、所管局職員が実施した、会派から提出された収支報告書及び領収書などの証拠の具体的な内容や、検査の視点などについて確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・市会事務局における領収書等の具体的な検査については、
 - ・計数のチェック
 - ・領収書等の記載事項にもれがないか
 - ・領収書等と支出金額が合っているか
 - ・大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱第3条に定める政務活動費を充当することができない経費ではないか
 - ・当該年度の支出であるか
 - ・領収書のあて名やただし書が適切であるか
 - ・領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか
 - ・活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか
 - ・領収書等貼付用紙に記載もれがないか
 - ・領収書等貼付用紙の記載内容（支出年月日、支出額、使用者など）と領収書等に齟齬がないか
 - ・按分が採用されている場合、他の関連のある経費の按分率との整合性がとれているか
 - ・他の目的等で支給される経費と重複して支出していないか
- といった視点から領収書等の記載内容について検査を行っており、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者や経理責任者に対しその内容について説明を求めている。

(2) (1) の検査は、市長の権限である、公金の適正な支出という観点からの確認を兼ねるものなのかについて確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・議長検査は、法第100条第16項、大阪市会政務活動費の交付に関する条例第10条、大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱第6条に基づいて行っているものであり、市長の権限である会計上の確認とは異なるものである。

この点について、市長権限である会計上の確認は、具体的にはどのような点を確認されているのか重ねて確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・市会事務局における市長の権限として行っている検査は、基本的には計数のチェックなど会計上の検査を行っている。
- ・具体的には
 - ・交付申請書の記載内容にもれ、誤りがないか
 - ・請求書の請求金額、振込先などの確認
 - ・請求書が条例の定める日までに提出されているか
 - ・収支報告書の合計額や残余额の確認

- ・ 残余额のある場合は速やかに返還手続きを行い、実際に返還されたかといった検査を行っている。

この点について、按分が適切に行われているかなど、政務活動費の充当内容の適正については確認していないのか、政務活動費の充当内容に疑義が生じた場合でも、内容について適切であったか確認する必要はないということか重ねて確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ 議長検査には、併任協議を受けた市長の権限をもつ職員も加わっており、議長検査と同時に市長の権限としての検査も行うことで、公金の使途が適切であったかを確認している。
- ・ 政務活動費の適正な運用に疑義が生じた場合は、議長の権限で行う検査によって運用の確認を行うこととなるが、上述のとおり、その際は同時に市長権限としての確認も行っているものとする。

(3) 「事務所では、政務活動のみを行っており、その他の活動は自宅や政党の施設で行っている」との説明を付して、人件費、事務所費等に100パーセント政務活動費を充当しているケースについて、説明内容についてどのような事実確認を行っているか確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ 平成27年度の住民監査請求における監査委員からの意見を受け、平成28年度交付分より100パーセントの場合を含め按分率についての説明を領収書等貼付用紙に付すこととしている。
- ・ 領収書等は会派の代表者及び経理責任者の承認を得たうえで提出されているものと認識しており、按分率の説明については、当該活動の内容を最も把握している会派及び議員の判断に委ねるのが適切であるため、会派及び議員からの説明に対しての確認は行っていない。

(4) 業務週報に基づき人件費、事務所費等の按分率を定めているケースについて、業務週報の内容を確認しているかに関して、所管局から次の説明があった。

- ・ (3) の回答と同じ。

(5) 床面積按分に基づき事務所費等の按分率を定めているケースについて、事務所の平面図等により面積を確認しているかに関して、所管局から次の説明があった。

- ・ 当該議員事務所において面積に基づく按分を行っていることを初めて確認する際に、事務所全体の面積及び政務活動で利用している部分の面積を聴取している。

この点について、「面積を聴取」とは、図面の提出等ではなく、「聞き取り」による確認であるのか重ねて確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ 事務所全体の面積及び政務活動に使用している面積について聞き取りにより確認をしている。

(6) 「念のため」として人件費、事務所費の按分率を 90 パーセントにしているケースについて、これは、他の活動が混在している可能性があることを意味するものと思われるが、これを 90 パーセントとすることの「合理的な説明」について、どのような確認を行ったか確認したところ、所管局からは、次のとおり説明があった。

- ・ (3) の回答と同じ。

(7) 衆議院議員選挙期間 13 日間の政務活動補助職員の給与につき 50 パーセントの按分率を採用しているケースで、同期間を対象に含むと思われる賞与、労働保険料、源泉所得税について 100 パーセント政務活動費が充当されているが、これは矛盾しないのか確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ 選挙にかかる按分については、その期間についての一時的なものであり、賞与等については考慮していない。

(8) (7) 同様、選挙期間の給与につき 50 パーセントの按分率を採用しているケースで、その振込手数料を按分しているもの、いないものがあるが、その差異を確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ いずれをとるかは議員に委ねている。

(9) 携帯電話代につき 100 パーセント政務活動費を充当しているケースについて、他の活動に用いていないことをどのように確認しているかに関して、所管局から次の説明があった。

- ・ 当該議員において、携帯電話を 2 台以上所持し、1 台は政務活動専用、もう 1 台をそれ以外の活動用としているなど、政務活動費から全額を支出する理由を確認している。

この点について、(11) 記載の後援会に係る政治資金収支報告書において、議員本人が事務担当者となり、連絡先電話番号が携帯電話の番号となっている田辺信広市議について、政務活動費が 100 パーセント充当されている携帯電話番号を重ねて確認したところ、領収書により異なる番号であることが確認できた。

(10) 政務活動専用事務所について、次のような表示等（政治活動用事務所の証票のある立札等、政党・本人・同一政党の他の議員のポスター、後援会連絡所の立札等、政党の掲示板・広報板、政党支部の表示のあるポスト、後援会のボランティア募集の貼り紙、政党のホームページに当該議員の事務所として公表されている）があることは問題ないのか確認したところ、所管局から次の説明があった。

（政治活動用事務所の証票のある立札等、政党・本人・同一政党の他の議員のポスター、政党の掲示板・広報板、政党のホームページに当該議員の事務所として公表されているについて）

- ・ 事務所の中には、壁などに政党のポスターを張ったり、選挙の立候補者の看板等を設置している事務所があることが認められるものの、そのような事情が、当該事務所において政党活動や選挙活動等の政務調査活動以外の活動が実施されていることを直ちに裏付けるものではない。（平成 26 年 3 月 26 日大阪地裁判決）

(後援会連絡所の立札等、政党支部の表示のあるポスト、後援会のボランティア募集の貼り紙について)

- ・単なる連絡先として表示され、政務活動と、後援会活動や政党活動を明確に線引きし、後援会活動や政党活動が政務活動専用事務所以外で行われている場合には問題はない。
(参考) 「支援者から議員事務所にかかってきた電話に対応することが当然に選挙活動に当たるということはできない」 (平成 30 年 12 月 19 日大阪地裁判決)

(11) 政治資金収支報告書に記載されている事務担当者連絡先電話番号が、議員事務所と同一となっている場合に、当該事務所の事務所費等に 100 パーセント政務活動費が充当されているのは問題ないのか確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・単なる連絡先として記載され、政党活動と政務活動を明確に線引きし、政党活動が政務活動専用の事務所以外で行われ、また政務活動費の人件費が充当されない部分において活動がなされている場合には問題はない。

(12) 政治資金収支報告書において、後援会等の会計責任者、事務担当者になっている方と同姓同名の政務活動補助職員の給与等に、100 パーセント政務活動費が充当されているのは問題ないのか確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・後援会活動と政務活動補助活動が明確に線引きされ、後援会活動が政務活動専用の事務所以外で活動が行われ、また政務活動費の人件費が充当されない部分において活動がなされている場合には問題はない。

(13) 政治資金収支報告書に記載されている政党支部の住所が、議員事務所と同一となっている場合に、当該事務所の事務所費等に 100 パーセント政務活動費が充当されているのは問題ないのか確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ (11) の回答と同じ。

(14) 議員事務所に政党の党員募集の貼り紙があり、そこに記された連絡先電話番号が市政事務所と同一になっている場合、SNS の自己紹介で議員事務所の住所電話番号を掲載し、コメント欄で政党活動を紹介している場合及び議員のホームページにおいて後援会や献金の募集を行っている場合で、議員事務所の住所電話番号の掲載しがないときに、当該事務所の事務所費等に 100 パーセント政務活動費が充当されているのは問題ないのか確認したところ、所管局から次の説明があった。

- ・ (11) の回答と同じ。

(15) 政務活動費の手引きには、按分の割合の項において、「会派（議員）のそれぞれの責任において、運用基準や出納手順を定めるなど」とありますが、今回対象となっている 2 会派において定められている運用基準などがあるか確認し、所管局で把握しているものなどがあるなら提示をと求めたところ、所管局から次の説明があった。

- ・監査の対象となっている 2 会派においては、運用基準等が作成されていることは把握しており、それぞれの会派において運用基準等に基づいて適切に運用されているものと認

識している。

3 監査対象所属を介して実施した維新会派に対する調査

令和4年12月27日及び令和5年1月13日に、行政委員会事務局職員が、所管局職員を介して維新会派に対して次のとおり調査を行った。なお、質問は議員ごとに行ったが、維新会派からの1度目の回答は、項目ごとにまとめて行われ、2度目の回答は重複するものが多いため、項目ごとにまとめて記載する。

(1) 政務活動費全額充当の事務所・事務員および電話回線等の取り扱いについて

ア 住所・電話番号等の政治団体への使用について

連絡先として形式的に記載されている場合で、政治活動に使用している実態がない場合は按分の必要はないとしてきたが、指摘を受けて改善していく。

この点について、後援会又は政党支部にかかる政治資金収支報告書に政務活動専用事務所と同じ電話番号、又は電話番号及び住所が記載されているものについて、それぞれの事務所における状況及びその確認方法について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・連絡先として書類上記入の必要があり、形式的に記載しているもので、活動の実態はないことを当該議員に確認した。

イ 事務職員の政治活動への関わりについて

給与に政務活動費を全額充当している職員については、その勤務時間帯において政治活動を行うことはできず、タイムカードや勤務レポート等で確認を行っている。他方、就業前、退勤後に政治活動に関わることは制限しない。

この点について、後援会又は政党支部にかかる政治資金収支報告書に記載されている事務担当者が給与等に政務活動費を全額充当している政務活動補助職員と同じものについて、それぞれの事務所における当該補助職員の業務及びその確認方法について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・給与に政務活動費を全額充当している職員については、その勤務時間帯において政務活動以外の活動を行っていないことを当該議員に確認した。

ウ 振込手数料について

振込手数料は政務活動費で支出される給与の振込に必要な手数料であり、按分の有無に関わらず政務活動費で充当する給与が発生している場合に計上することができると考える。

エ ホームページへの電話番号記載について

ホームページ上に政治活動に関する記載がある場合で、かつ、その政治活動のために直接電話や事務所への往訪を求めている場合に限り、政務活動費を全額充当している電話番号、事務所住所の使用は不適切であり改善していく。

この点について、市議のホームページに入党案内や後援会の募集、個人献金のお願い等があり、その連絡先が政務活動専用事務所の住所、電話番号となっているそれぞれの事務所における、入党希望者等に対する対応等について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・連絡先として記入する必要がある、形式的に記載しているもので、活動の実態はないことを当該議員に確認した。

オ 建物外壁へのポスター掲示・郵便受け等の使用について

事務所費への政務活動費の充当は賃貸契約にかかる専有面積に対するものであり、建物外壁や郵便ポスト等の使用については建物所有者の判断による。

この点について、郵便受けに後援会の表示があるものについて、当該事務所での郵便物の受取及び処理にかかる政務活動補助職員の関与等について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・給与に政務活動費を全額充当している職員については、その勤務時間帯において政務活動以外の活動を行っていないことを当該議員に確認した。

カ 業務週報について

業務週報については各事務所で適切に管理している。

この点について、それぞれの事務所における業務週報、業務日報の記載内容及びその確認方法について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・業務週報、業務日報については、各事務所で適切に管理しており、按分の実情と合致していることを当該議員に確認した。

キ 面積按分について

事務所全体の面積及び政務活動で利用している部分の面積を聴取している。

ク 後援会連絡所の看板について

建物所有者の了解のもと後援会の看板を掲出しているものであり、政務活動事務所に後援会の問い合わせ等があった場合は後援会の連絡先を改めてお知らせしているため、政務活動事務所では後援会活動を行っていないことを当該議員に確認した。

ケ 日本維新の会党員募集の貼り紙（連絡先が政務活動専用事務所となっているもの）について

党員募集の連絡については政党本部を案内していることを当該議員に確認した。

コ 後援会ボランティア募集の貼り紙について

連絡先として書類上記入の必要がある、形式的に記載しているもので、活動の実態は

ないことを当該議員に確認した。

(2) 自主的な按分について

自主的な按分については活動内容に鑑み全額充当すべきところであっても、議員個人の考え方により減額しているもので、会派として制限していない。

この点について、「念のため」あるいは、根拠資料を示さずに「党務を行うことがある」として按分を行っているものについて改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・「念のため」の按分についても、「自主的な按分」に同じ。
- ・(党務を行うことがあるとするものについて) 按分については実態に合ったものとなっていることを当該議員に確認した。

(3) 選挙期間中の給与以外の按分について

ア 労働保険等（注：労働保険料、源泉所得税）

按分期間中も事務所業務を継続しているため、労働保険等の加入期間への算入は妥当と考える。

この点について、賃金に私費の当たっている部分に係る労働保険料の事業主負担等について、全額公金を充てることの合理性について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・労働保険については事務所等で政務活動補助にあたる際に掛けているものであり、選挙活動部分にかかる保険ではない。したがって、当該期間に政務活動補助業務を行っていたかどうかは問題であり、按分という考え方は当たらない。
- ・源泉所得税については、選挙相当の按分を行う。

この点について、令和5年1月17日付けで維新会派から訂正届の提出があり、野上議員 政務活動補助職員源泉所得税納期特例7月～12月分、令和4年1月12日9,509円を8,895円に計上額減額訂正し、これと1(6)ウ記載にかかる100円を合わせた714円について追加返還する旨届出があり、行政委員会事務局職員が、同日付け、同額の領収証書の写しを確認した。

イ 賞与

賞与の算定方法において勤務日数や勤務時間等の係数計算を用いている場合を除いて、按分をかける合理的根拠はないと考える。

この点について、給与について選挙按分を行っているそれぞれの政務活動補助職員の賞与について改めて確認したところ、次の説明があった。

- ・賞与の算定方法において勤務日数や勤務時間等の係数計算を用いておらず、按分をかける合理的根拠はないことを、当該議員に確認した。

ウ 家賃・給与等の振込手数料

振込手数料は政務活動費で支出される費用の振込に必要な手数料であり、按分の有無に関わらず政務活動費で充当する家賃・給与等が発生している場合に計上することができる。と考える。

(4) 会派で作成されている政務活動費に係る運用基準等について

維新会派において

- ・按分については、政務活動の実態に応じて設定し、実態が明らかでない場合については2分の1とする。
- ・人件費や事務所費などで2分の1を超える按分率を設定する場合には、実態が説明できるような資料を作成・保管する。
旨を取り決め、各議員に説明しており、各議員において適切に管理されている。加えて各議員に確認したが認識の齟齬はなかった。

(5) その他

この他に、所管局が維新会派から次の事情を聞き取っている。

- ・市議員と同姓の政務活動補助職員について、政務活動費が100パーセント充当されている例について生計を一にしていないことを確認していること。
- ・家賃等について選挙按分を行っているが、同期間を含む期間を対象とする電気代の選挙按分を行っていない例については、誤りであること。

この点について、令和5年1月10日付けで維新会派から訂正届の提出があり、上田議員 事務所電気代、令和4年1月27日13,250円を12,169円に計上額減額訂正し、1,081円を追加戻入する旨届出があり、行政委員会事務局職員が、同日付け、同額の領収証書の写しを確認した。

4 監査対象所属を介して実施した公明会派に対する調査

令和4年12月11日及び27日に、行政委員会事務局職員が、所管局職員を介して公明会派に対して次のとおり調査を行った。なお、質問は議員ごとに行ったが、公明会派からの回答は重複するものが多いため、同種回答ごとにまとめて記載する。

- (1) 党支部又は後援会に係る政治資金収支報告書に記載されている事務担当者等及び電話番号が、給与等に政務活動費を全額充当している政務活動補助職員及び政務活動専用事務所と同じだと思われるものについて、党務又は後援会関連の業務が政務活動専用事務所で行われていないこと及び同政務活動補助職員への政務活動補助職員給与が同補助職員の事務担当者等としての業務に対するものでないことをどのように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。
 - ・政務活動以外の活動を政務活動専用事務所で行っていないことを政務活動費収支報告書等の提出前に会派代表者が本人に確認している。
 - ・政治資金収支報告書の記載については、府の政治資金収支報告書の記載例に「記載内容に不備がある場合の連絡について、直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号を記載する

こと。」とあり、政務活動専用事務所を単なる連絡先として記載したものである。

- ・政務活動補助職員は、政務活動専用事務所に連絡があった際、政務活動以外の内容については議員本人への電話の取次ぎ以外のことは行っていない。
- ・市民に誤解を与えるようなことは本意ではないため、今後改めていく。

(2) 党支部又は後援会に係る政治資金収支報告書に記載されている電話番号が、政務活動専用事務所と同じだと思われるものについて、党務又は後援会関連の業務が政務活動専用事務所で行われていないことをどのように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。

- ・政務活動以外の活動を政務活動専用事務所で行っていないことを政務活動費収支報告書等の提出前に会派代表者が本人に確認している。
- ・政治資金収支報告書の記載については、府の政治資金収支報告書の記載例に「記載内容に不備がある場合の連絡について、直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号を記載すること。」とあり、政務活動専用事務所を単なる連絡先として記載したものである。
- ・市民に誤解を与えるようなことは本意ではないため、今後改めていく。

(3) 政務活動専用事務所の郵便受けに、公明党此花支部の表示があり、政党あての郵便物をこの事務所で受け取られていると思われるが、党務が政務活動専用事務所で行われていないことをどのように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。

- ・政務活動以外の活動を政務活動専用事務所で行っていないことを政務活動費収支報告書等の提出前に会派代表者が本人に確認している。
- ・本人に改めて確認したところ、公明党此花支部あての郵便物は自宅に届いており、政務活動専用事務所には届いていないとのことであった。市民に誤解を与えるようなことは本意ではないため、今後改めていく。

(4) 政務活動専用事務所に後援会連絡所の看板を設置されているが、後援会関連の業務が政務活動専用事務所で行われていないことをどのように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。

- ・政務活動以外の活動を政務活動専用事務所で行っていないことを政務活動費収支報告書等の提出前に会派代表者が本人に確認している。
- ・後援会連絡所の看板は、単なる連絡先として掲示しているものであり、後援会活動は全て自宅など別の場所で行っており、政務活動専用事務所では行っていない。

(5) 公明党大阪市会都島支部発行の広報紙の発行者住所が、市議の政務活動専用事務所と同じだと思われるが、党務が政務活動専用事務所で行われていないことをどのように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。

- ・公明党大阪市会都島支部とは、政務活動における会派の支部事務所のことである。

(6) 公明党新大阪総支部西淀川版の広報紙の発行元を示す表示が、市議の政務活動専用事務所となっているように思われるが、党務が政務活動専用事務所で行われていないことをど

のように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。

- ・政務活動以外の活動を政務活動専用事務所で行っていないことを政務活動費収支報告書等の提出前に会派代表者が本人に確認している。
- ・広報紙の発行元に政務活動専用事務所を記載したのは単なる誤りであり、政務活動費で発行したものではないため確認できなかったものである。

(7) コメント欄で政党活動を紹介しているSNSに、自己紹介として政務活動専用事務所と同じ住所電話番号を掲載されているように思われるが、党務が政務活動専用事務所で行われていないことをどのように確認しているかに関して、次のとおり説明があった。

- ・政務活動以外の活動を政務活動専用事務所で行っていないことを政務活動費収支報告書等の提出前に会派代表者が本人に確認している。
- ・SNSの自己紹介に記載の住所及び電話番号については、単なる連絡先として記載しているものであり、政党活動は全て自宅など別の場所で行っており、政務活動事務所では行っていない。

(8) 会派で作成されている政務活動費に係る運用基準等があるならば提供を求めたところ、次のとおり説明があった。

- ・政務活動専用事務所においては、政務活動以外の活動を行うことのないように、常時議員団として周知徹底している。

4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明及び監査対象所属に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断した。

本件請求における請求人の主張の概要は、令和3年度の政務活動費について、政務活動補助職員人件費、家賃、電話代、水道光熱費及び携帯電話代に100パーセントもしくは60から90パーセントの高率で政務活動費を充当している市議員を摘示し、これらの市議員について、政党活動、後援会活動、その他の活動を含めて議員事務所で行われていると強く推認される事実があるとして、これらの経費につき政務活動費の手引きに従い1/2の按分基準を適用しなければならず、これを超えて政務活動費の交付を受けるのは不当利得であるので、市長に対し、返還請求等必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

政務活動費は、用途を限定して交付される公金であり、残余があればこれを返還しなければならないことから、政務活動費の交付を受けた会派が、当該年度において交付を受けた政務活動費を用途基準に違反する支出に充当した場合には、当該会派は、用途基準に違反する経費に充当された部分に相当する額について、本市に対して不当利得返還債務を負うものと解される。

また政務活動費は、毎月会派に対して一定額が交付され、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で、当該年度の収支報告書を作成し、残余があれば

ばこれを返還する制度となっていることから、個々の支出行為の時点では、当該支出に政務活動費が充当されるかどうかはまだ未確定であり、収支報告書により政務活動費に係る支出として計上されてはじめて当該支出に政務活動費が充当されたことが確定することから、使途基準に違反する政務活動費の充当を収支報告書に記載することにより、本来負担すべき残余額返還義務を免れ、会派に不当利得が発生する。

そして、政務活動費の適正支出の確保の名の下に、長など執行機関が政務活動に対して不当な干渉を及ぼすことが許されないことは言うまでもないが、そもそも市民の税金が政務活動費の原資であることを考慮すれば、一義的には、交付を受けた各会派及び各議員がその支出の適正性を自律的に確保するとともに、市民に対してその使途に関する説明責任を負うことになる。この前提に立ち、本市市会は、全会派及び議員が政務活動費を充当する場合に遵守すべきものとして本件手引きを自主的に作成し、その中で「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分すること」と定め、また「会派（議員）の政務活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を基本として、合理的な区分が困難な場合は、2分の1を按分の基準とする」と定めていることから、本件手引きを基準に判断する。

以上を前提に、請求人の摘示する市会議員について、50パーセントを超える率で政務活動費が充当されている政務活動補助職員人件費、家賃、電話代、水道光熱費及び携帯電話代を確認したところ、①業務週報や事務所の床面積比など具体的な根拠をもって充当率を定めているものと、②政務活動以外の活動を行っていないとして100パーセント政務活動費を充当しているものがあり、それぞれ異なったアプローチが必要であることから、別途に検討する。

また、維新会派に所属する市会議員において行われている選挙按分について、③関連する経費について按分率が整合的でないと思われる事例が散見されたので、この点についても検討することとする。

(1) 具体的な根拠をもって充当率を定めているものについて

本件収支報告書等によると、業務週報又は日報（以下「業務週報等」という。）により、政務活動補助職員人件費、家賃、電話代及び水道光熱費について80又は90パーセントの充当率を採用しているものと、事務所の床面積比による按分により家賃及び水道光熱費（電話代については対応が異なる。）について60又は90パーセントの充当率を採用しているものが認められる。

ア 業務週報等によるものについて

業務週報等は、当該事務所の事務員等により作成され、当該事務所においてどのような業務に従事していたかを報告するものであると考えられ、正確に作成されていれば、当該事務所においてどのような活動がどのような割合で行われていたかを示す資料となりうるものである。したがって、これに基づいて、政務活動補助職員人件費、家賃、電話代及び水道光熱費を按分し、政務活動に従事していた割合について政務活動費を充当することは合理的な方法であると認められる。

なお、業務週報等は、当該事務所においてどのような調査研究活動等が行われていたかを推知することが可能となる資料であり、これを執行機関が直接確認することは、政

務活動に対する不当な干渉となるおそれが高いため、作成状況やその記載内容について、監査対象所属において業務週報等の現物や写しを現認するなどして確認することは困難であり、現に確認されていない。しかしながら、執行機関において按分の根拠資料を直接確認できないとしても、直ちに当該按分が誤りであることにはならない。

そして、当該事務所において政務活動以外の活動が行われている兆候が見られるとしても、それが当該事務所における活動の 10 又は 20 パーセントを超える割合であると認められる事情はないため、業務週報等に基づき行われている政務活動補助職員人件費、家賃、電話代及び水道光熱費に 80 又は 90 パーセント政務活動費を充当しているものについて、按分にかかる本件手引きの基準に違反すると認めることはできない。

イ 事務所の床面積比によるものについて

1 件の事務所を複数の用途のために賃借することはあり得ることであり、それぞれの用途に供する部分を明確に区画できるのであれば、その用途ごとに供される床面積の割合に基づいて事務所家賃や、その照明、空調等に必要となる水道光熱費等を按分し、政務活動に供された割合について政務活動費を充当することは合理的な方法であると認められる。

監査対象所属は、床面積比による按分を行っているものについて、その面積比を聞き取りの方法により確認しているとのことであり、この方法は、例えば事務所のレイアウト図などの提出を求めるなどの方法に比べ、床面積比の確認手法としては心もとないものではあるが、確認が不十分だとしても、直ちに当該按分が誤りであることにはならない。

よって、床面積比によって事務所家賃及び水道光熱費等を按分し、政務活動費を充当しているものについて、按分にかかる本件手引きの基準に違反すると認めることはできない。

なお、このほかに、具体的な根拠を示すことなく、念のため、自主的にといった理由で政務活動補助職員人件費、家賃、電話代及び水道光熱費の 80 又は 90 パーセントに政務活動費を充当する取扱いとしているものがあるが、本来 100 パーセント政務活動費を充当できる経費について、自発的に一部を私費で負担することは禁じられておらず、これらについては、100 パーセント政務活動費を充当しているものと同様に考え、(2) で検討する。念のためという場合、その字義からは、他の用途が混在しているかもしれないので、といった含意があるとみることが自然ではあるが、これも自発的な一部の私費負担であると考え、同様に(2) で検討する。

また、具体的な根拠を示すことなく、「党務を行うこともある」として事務所家賃について政務活動費を 90 パーセント充当する取扱いとしているものがある。本来用途が混在していて、その比率が合理的に説明できないのであれば、1/2 を按分率の基準とするべきであるが、同議員については、人件費について業務週報に基づき政務活動費を 90 パーセント充当しており、業務週報により、比率の合理性が認められる。

(2) 100 パーセント政務活動費を充当しているものについて

本件収支報告書等によると、後援会活動や党務は別の場所で行っており、当該事務所では政務活動のみを行っているなどとして、政務活動補助職員人件費、家賃、電話代及び水道光熱費について 100 パーセントの充当率を採用しているものが認められる。

これら 100 パーセント政務活動費が充当されている、すなわち政務活動以外の用に供していないとされる費用について、本件手引きに違反する支出であると疑うに足りる一般的、外形的事実が認められる場合は、監査対象所属及び会派に対し、当該支出について、それが政務活動以外の用に供されていないことの説明を求めることになるが、一般的にある事実がないことの証明は困難とされることから、当該事実が、当該支出が使途基準に違反する支出であることを示すものではないことの説明を求め、これを元に判断することとする。

以下、請求人が、政党活動、後援会活動、その他の活動を含めて議員事務所で行われていると強く推認される事実として摘示等する事実について、順次検討する。

ただし、請求人が摘示する事実のうち、議員の選出区内の居住実態に関するものは、政務活動費の使途基準に関わるものとは認められないので、検討しない。

ア 他の事務所を訪問することなどを求める貼り紙があるとするもの

請求人は、議員の事務所に、不在時には他の事務所を訪問することを求めたり、アポイントのない来訪を断る旨の貼り紙があるという事実を挙げて、政務活動補助職員の雇用実態等に疑問があるなど主張する。

しかしながら、請求人があげる議員の政務活動補助職員人件費の支給状況を見ると、常勤の政務活動補助職員を雇用できるに満たない金額しか支給していないことが確認でき、請求人の指摘する貼り紙は、当該事務所が無人の時があり、常時来訪者に対応できるわけではないことを示すものと認められる。

よって、当該貼り紙の存在をもって、政務活動補助職員の雇用実態等に疑問があるとは認められない。

イ 政務活動用の事務所と同じ住所に後援会の事務所があるとするもの

請求人は、平成 31 年 3 月 16 日の後援会の事務所開きのお知らせをもって、議員の事務所と同じ住所に、後援会の事務所が置かれており、政治活動の拠点としている旨主張する。

しかしながら、令和 2 年 3 月 17 日付け大阪府選挙管理委員会告示第 48 号によると、同議員の後援会事務所は、平成 31 年 4 月 8 日に別の住所に移転していることが認められるため、政務活動専用事務所と同じ住所に後援会の事務所があるとは認められない。

ウ 政党のホームページに政務活動専用事務所の住所等が記載されているとするもの

請求人は、政党のホームページの議員紹介等に、当該議員の政務活動専用事務所の住所等が掲載されていることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

しかしながら、政党のホームページの議員紹介等の記載は、当該議員への連絡先として記載されたものと考えられることから、政党ホームページに記載があることをもって、当該事務所で政務活動以外の政治活動等が実施されていることを直ちに裏付けるものとは認められない。

よって、これらの記載をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

エ 事務所に政党等のポスターが貼られていたり、広報板や「政治活動用事務所」の看板等が設置されているとするもの

請求人は、事務所に政党等のポスターが貼られていたり、広報板や「政治活動用事務所」の看板等が設置されていることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

しかしながら、事務所外壁にポスター等があることをもって、当該事務所において政党活動や選挙活動等の政務調査活動以外の活動が実施されていることを直ちに裏付けるものとは認められない。

なお、このうち「政治活動用事務所」の看板等については、公職選挙法において、政治活動のために使用する事務所ごとに掲示されるものとされているものではあるが、公職選挙法にいう「政治活動」とは、政治上の目的をもって行われる諸行為から選挙活動にわたる行為を除外した一切の行為であるとして、相当広範に理解されており、これにあたる活動が、直ちに政務活動費を充当することが許されない活動であるとは限らない。

よって、これらの掲示物の存在をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

オ 事務所に後援会連絡所の看板が設置されているとするもの

請求人は、事務所に後援会連絡所の看板が設置されていることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

しかしながら、この点について、維新会派及び公明会派はいずれも、政務活動専用事務所では、後援会事務所の連絡先を案内するなど、単なる連絡先としている旨説明している。単なる連絡の取次等を行うのみであれば、当該事務所で後援会活動が行われているとはいえないと解されるところ、それ以上の後援会活動が政務活動専用事務所で行われていることを示す事情は認められない。

よって、これらの看板をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

カ 事務所に政党の党員や後援会のボランティア募集の貼り紙が貼られているとするもの

請求人は、事務所に政党の党員や後援会のボランティア募集の貼り紙が貼られていることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

このうち、党員募集の貼り紙については、連絡先として政務活動専用事務所の電話番号が記載され、或いは当該事務所への来訪を促す記載があるなど、当該事務所において党員募集事務を行っていることを推認させる内容となっている。

しかしながら、この点について維新会派は、党員募集の連絡については政党本部を案内している旨説明している。当該事務所に来訪した入党希望者に対し、改めて政党本部を案内するという対応については、やや不自然な感が否めないところではあるが、当該事務所で入党案内、受付などの党務が行われていると断じることはできない。

また、後援会ボランティア募集の貼り紙については、政務活動専用事務所とは異なる後援会の電話番号が記載されており、この貼り紙をもって、当該事務所で政務活動以外の政治活動等が実施されていることを直ちに裏付けるものとは認められない。

よって、これらの掲示物をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

キ 事務所に後援会や政党支部のポストが設置されているとするもの

請求人は、事務所の郵便受けに後援会等や政党支部の表示があることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

このうち、郵便受けに後援会等の表示があるとされている事務所については、床面積比により事務所家賃等が按分されており、政務活動以外の目的の郵便物が到達すること自体は問題ない。そして、維新会派は、給与に政務活動費を全額充当している職員については、その勤務時間帯において政務活動以外の活動を行っていないことを確認している旨説明しており、当該事務所に到達した政務活動以外の郵便物を、政務活動補助職員が処理していることを直接的に示す事情は認められない。

また、郵便受けに政党支部の表示があるとされている事務所について、公明会派は、公明党此花支部あての郵便物は自宅に届いており、政務活動専用事務所には届いていないと当該議員に確認したとしており、当該事務所で政党あての郵便物の処理等の党務が行われていることを直接的に示す事情は認められない。

よって、これらの設置をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

ク 政党支部発行の広報紙の発行元が政務活動専用事務所となっているとするもの

請求人は、政党支部発行の広報紙の発行元が政務活動専用事務所となっていることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

このうち、公明党大阪市会都島支部発行の広報紙について、公明会派は、公明党大阪市会都島支部とは、政務活動における会派の支部事務所のことである旨説明している。そして当該広報紙の紙面を確認すると、本市の施策等を紹介する内容となっており、政務活動における市民への広報活動として発行されたものと認められるものである。

また、公明党新大阪総支部西淀川版の広報紙について、公明会派は、発行元に政務活動専用事務所を記載したのは単なる誤りである旨説明しており、当該事務所で政党支部の広報紙の編集、発行等の業務が行われたことを直接的に示す事情は認められない。

よって、これらの刊行物の記載をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

ケ 議員のSNSやホームページに政治的活動に関する記載があるとするもの

請求人は、政党活動を紹介しているSNSに、自己紹介として政務活動専用事務所の住所、電話番号を掲載していることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。また、そのほかにも、議員事務所等が作成したホームページにおいて、後援会の入会募集や個人献金のお願いなどの記載があり、連絡先として政務

活動専用事務所の住所、電話番号を掲載しているものが散見される。

これについて、公明会派は、SNSの自己紹介に記載の住所及び電話番号については、単なる連絡先として記載している旨説明しており、単なる連絡先として、その取次等を行うのみであれば、当該事務所で後援会活動が行われているとはいえないと解されるところ、それ以上の政治的活動が政務活動専用事務所で行われていることを示す事情は認められない。

また、維新会派は、後援会の入会募集や個人献金のお願いなどの記載があるものについて、連絡先として形式的に記載しているもので、活動の実態はないことを当該議員に確認した旨説明しており、当該事務所の電話等への後援会の入会希望や、個人献金の申出に対して、改めて後援会事務所等を案内するというのであれば、やや不自然な感が否めないところではあるが、当該事務所で後援会の入会や個人献金の受付などの活動が行われていると断じることはできない。

よって、これらの記載をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

コ 政治資金収支報告書に記載の住所や連絡先電話番号が政務活動専用事務所と同一であるとすもの

請求人は、大阪府が公表している政党支部や後援会にかかる政治資金収支報告書に記載の住所や連絡先電話番号が政務活動専用事務所と同一であることを挙げて、当該事務所で政治活動等が行われていると推認されると主張する。

この点について、維新会派及び公明会派はいずれも、政治資金収支報告書の電話番号の記載は、連絡先として書類上記入の必要があり、形式的に記載しているもの、或いは府の政治資金収支報告書の記載例に「記載内容に不備がある場合の連絡について、直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号を記載すること。」とあり、政務活動専用事務所を単なる連絡先として記載したものと説明している。

確かに電話番号の記載については、単なる連絡先として記載されたものとみることができ、単なる連絡先となっているにすぎないのであれば、当該事務所で党務や後援会活動が行われているとはいえないと解されるところ、それ以上の党務や後援会活動が政務活動専用事務所で行われていることを示す事情は認められない。

よって、政治資金収支報告書の電話番号の記載をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

ただし、主たる事務所の所在地については、政治資金規正法が明文で届出が必要と定めている事項であり、主たる事務所の記載が単なる連絡先として形式的に記載されたものと認めることはできず、政治資金収支報告書の主たる事務所について政務活動専用事務所と同じ場所に置いているものについては、事務所の用途が混在しているものとみなさざるを得ない。維新会派からは、活動の実態はないことを当該議員に確認したとの説明もあるが、当該政党支部の政治資金収支報告書には、当該年度に収入および支出の記載もあり、政党支部としての活動がある以上、主たる事務所において何らの実態もないとの説明は受け入れがたい。

したがって、政党支部が置かれている事務所の家賃等事務所費について、政務活動費

を100パーセント充当している宮脇希市議については、政務活動費を誤って充当したものと認められる。そして、合理的な基準が示されていない以上、50パーセントを超える部分については、按分にかかる手引きの基準に違反している。

サ 政治資金収支報告書に記載の連絡先電話番号が携帯電話であり政務活動費が100パーセント充当されている携帯電話の用途が混在しているとするもの

請求人は、大阪府が公表している後援会にかかる政治資金収支報告書に記載の連絡先電話番号が携帯電話であり政務活動費が100パーセント充当されている携帯電話の用途が混在されているのではないかと主張する。

携帯電話は、その他の事務費と異なり、その性質上利用が事務所内に限定されるものではないため、事務所では政務活動のみを行っているとの理由で、政務活動費を100パーセント充当することは正当化されない。この点、監査対象所属は、当該議員において、携帯電話を2台以上所持し、1台は政務活動専用、もう1台をそれ以外の活動用としているなど、政務活動費から全額を支出する理由を確認していると説明しており、複数の携帯電話が適切に使い分けられている限りにおいて、政務活動専用の携帯電話の料金に政務活動費を100パーセント充当することができるとするべきである。

そして請求人が携帯電話の用途の混在を指摘する2件のうち、1件については政治資金収支報告書記載の番号と、政務活動専用の携帯電話の番号が異なっていることが確認された。

他方、野上らん市議については、後援会にかかる令和2年度政治資金収支報告書記載の番号について、維新会派から連絡先として書類上記入の必要があり、形式的に記載している旨説明があったが、複数所持しているうちの政務活動専用の携帯電話番号を後援会連絡先にしており、用途を混在させていると認められる。なお、後援会にかかる令和3年度政治資金収支報告書には携帯電話の番号の記載がないが、別の番号が記載されるなどの事情はなく、引き続き同一の携帯電話が後援会の連絡先となっているとみるべきである。

したがって、これに政務活動費を100パーセント充当していることは、政務活動費を誤って充当したものと認められる。そして、合理的な基準が示されていない以上、50パーセントを超える部分については、按分にかかる手引きの基準に違反している。

シ 政治資金収支報告書に記載の政党支部又は後援会の会計責任者又は事務担当者が給与等に100パーセント政務活動費が充当されている政務活動補助職員と同一であるもの

請求人から提出等のあった政党支部や後援会にかかる政治資金収支報告書と、令和3年度政務活動費収支報告書等を確認したところ、政党支部又は後援会の会計責任者又は事務担当者が、給与等に100パーセント政務活動費が充当されている政務活動補助職員と同一であるものが散見されたため、この点についても確認したところ、維新会派からは、給与に政務活動費を全額充当している職員については、その勤務時間帯において政務活動以外の活動を行っていないことを当該議員に確認した旨説明があり、また公明会派からは、政治資金収支報告書の記載については、府の政治資金収支報告書の記載例に「記載内容に不備がある場合の連絡について、直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号

を記載すること。」とあって記載したもので、政務活動補助職員は、政務活動専用事務所に連絡があった際、政務活動以外の内容については議員本人への電話の取次ぎ以外のことは行っていない旨説明があった。

これらの説明に照らせば、政党支部や後援会の連絡先電話番号と政務活動専用事務所の電話番号が同一である場合であっても、取次程度であれば政務活動補助職員が後援会の事務に従事しているとまではいえず、その他当該補助職員が、政務活動補助職員としての給与支給対象時間において、政党支部や後援会の経理事務等に従事していると断じることができない。

よって、政治資金収支報告書の会計責任者又は事務担当者の記載をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

(3) 選挙按分に関連するものについて

選挙按分は、選挙期間（公示日から投票日までの期間）において、市議員が、自身が所属するのと同じ政党から立候補している候補者の応援など政務活動以外の政治活動に従事することが多く、そのための活動拠点として普段はもっぱら政務活動の用に用いている事務所を用いることがあり、また政務活動に従事させている補助職員にその活動の補助を行わせることがあるという事情を踏まえて行っているものと考えられ、社会通念上合理的な取扱いであると認められる。ただし、選挙按分を行うのであれば、関連する経費について、特段の事由がない限り整合的な取扱いとしなければならない。

この点、本件収支報告書等によると、選挙期間にかかる政務活動補助職員の給与、家賃及び水道光熱費並びに電話代について選挙按分を行っているものについて、次の点で不整合が疑われるので、個別に検討する。

ア 賞与

一般に賞与は、賃金後払いというだけでなく、功勞報償、勤勞奨励、収益分配など様々な性格を有するとされ、このうち、賃金の後払いという性格からは、支給対象期間の給与に政務活動費を充てることができない部分があるならば、それに対応する部分の賞与について政務活動費を充てることが不適切となるとも考えられるところ、ある雇用関係における賞与がどのようなものであるかについては、当該雇用契約によって定まるものと解される。

この点、給与について選挙按分を行っている政務活動補助職員の賞与については、賞与の算定方法において勤務日数や勤務時間等の係数計算を用いていない旨の説明があり、これは、当該賞与については、当該期間の労働の実績に応じた対価、賃金の後払いといった性格が希薄なものとして労使間で合意されているものと認められる。

よって、賞与について選挙按分を行っていないとしても、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

イ 労働保険料

労働保険とは、一般に「労災保険」といわれる労働者災害補償保険と雇用保険とを総称したもので、労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に労災保険率と雇用保険率をそ

れぞれ乗じて得た額であり、そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と被保険者（労働者）双方で負担することになっている。

したがって、賃金総額に政務活動費を充当できない部分が含まれている場合、当該部分にかかる労働保険料については、被保険者負担額についてはもちろんのこと、事業主負担分についても政務活動費を充当できないと解するべきである。

よって、給与について選挙按分を実施している政務活動補助職員にかかる労働保険料について、全額政務活動費を充当しているものは、按分にかかる手引きの基準に違反している。

ウ 振込手数料

振込手数料とは、金融機関で振込を行う際に発生する手数料であり、定め方は金融機関によって異なるが、一般的には、3万円又は5万円以上か未満かによって手数料額が変わる旨定めている金融機関が多いことが認められる。また、選挙按分を行う場合、政務活動補助職員の給与等について、10月の31日中13日部分にかかる金額の半分、月額約21パーセント程度について政務活動費を充当しない（私費等で負担する。）取扱いとなっている。

本件収支報告書等によると、政務活動補助職員の給与及び事務所家賃について選挙按分を行いつつ、その振込手数料について全額政務活動費を充当している事例が見受けられるが、これらについて、仮に私費等で負担する金額を除いたとしても、残額の振込みに同額の振込手数料が必要となることから、振り込まれる金員にかかる按分の有無に関わらず、振込手数料の全額が政務活動費を充当する給与や家賃の振込に必要な費用であるとも考えられる。

しかしながら、当該給与及び家賃のうち私費等で負担する部分についてみると、私的な金員の振込が、政務活動費という公費の負担によって行われていることになり、政務活動費によって私的な利益を得ている状態になっているのであって、このような政務活動費の充当は不相当であるというべきである。

よって、選挙按分を実施している政務活動補助職員にかかる給与及び事務所家賃についての振込手数料に全額政務活動費を充当しているものは、按分にかかる手引きの基準に違反している。

5 結論

以上の判断により、請求人の主張には理由があると認められるので、法第242条第5項の規定により、次のとおり勧告する。

勧 告

市長は、2か月以内に、大阪維新の会大阪市議員団に対し、次の金員を請求すること。

- (1) 宮脇希市議の事務所費について、1/2を超えて政務活動費が充当されている金額
- (2) 野上らん市議の携帯電話代について、1/2を超えて政務活動費が充当されている金額

- (3) 10月分給与について選挙按分を行っている市議の支払った労働保険料について、被保険者に対する給与等の総支給額中選挙按分により私費で負担した部分に対応する労働保険料に政務活動費が充当されている金額
- (4) 選挙按分を行っている給与又は事務所家賃の振込手数料について、選挙按分の率を超えて政務活動費が充当されている金額

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後の事務に当たり留意すべき点等について付言する。

政務活動費は、用途を限定して交付される公金であるが、その用途である政務活動には、長などの執行機関の活動の適正の調査なども含まれることから、長など執行機関が政務活動に対して不当な干渉を及ぼすことのないよう、内容面に立ち入って用途を確認することには一定限界がある。また、他会派の政務活動に対して不当な干渉を及ぼすこと等のないよう、議長による検査についても、同様に限界があるといわざるを得ない。したがって、一義的には、交付を受けた各会派及び各議員がその支出の適正性を自律的に確保するところに期待することになる。

しかしながら、このことは、長の公金の支出の適正を確保する責務をすべて免除するものではないのであって、政務活動の内容面への探索等に繋がらない範囲においては、他の公金と同様に、支出に当たってはその適正の確認が求められるというべきであり、その範囲において、現在の市会事務局の取組には、やや不十分なところがあるといわざるを得ない。例えば、事務所床面積の割合に応じて按分が行われているのであれば、面積比の確認のため当該事務所のレイアウト図の提出を求めたとしても政務活動に対する不当な干渉となるとは考えられず、また同じく、振込手数料について、同一会派で按分を行っているものも行っていないものがあれば、いずれが適切であるかについて議員に委ねるとするのではなく、支給先である会派に見解を確認して、自ら主体的に判断すべきであり、そのことが政務活動に対する不当な干渉となるとは考えられない。市会事務局は、政務活動に対する不当な干渉にならないよう配慮しつつも、支出の適正の確認に主体的に取り組まれない。

他方、業務週報等は、当該事務所の活動内容の割合を示すものとして、按分の際の合理的な基準というべきものではあるが、その内容を執行機関や議長が確認することは、当該会派や議員の政務活動の探索に直結し、政務活動に対する不当な干渉となる可能性が極めて高い。こういった、議員事務所で行われている活動や政務活動補助職員の従事している業務の内容に関わる事項については、政務活動費の交付を受けた各会派及び各議員による自律的な適正確保が求められるところであるが、このような場合においても、市会事務局は、公金が適正に支出されていることについて何らかの形で説明責任を果たすべく、会派等における確認内容について、会派等から適切に確認した旨の表明を書面で徴することなどに取り組まれない。例えば業務週報等については、会派等において業務週報を現認し、何時間中何時間について政務活動に従事していたことを確認したかについて、会派等から書面での説明を求めるなどの手法も考えられる。

また、住民監査請求には1年の期間制限があり、本件監査請求は、令和3年度の支出を対

象としたものであるが、不当利得返還請求権には5年、又は民法改正前のものについては10年の時効期間が定められており、また5年以内については各種証拠書類も保管されているところであるので、市会事務局は、過去に遡って同種の違法不当な公金の支出がなかったか、主体的に調査し、適宜徴収に努められたい。

| 選挙区 | 維新 | 人件費 | 家賃 | 電話 | 水道光熱費 | 携帯電話 | 政務活動費の高率充当が不適切だと強く推認される事実 |
|-----|------|-----------|------|------|-------|------|--|
| 北区 | 藏本隆之 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士である藏本市議は西天満コートビル2階202号に法律事務所があり、1階101号を議員活動の事務所としている。101号のメールボックスには留守の時は202号室を訪ねるよう貼り紙がある。議員活動が101号と202号にまたがり、政務活動補助員を法律事務所の事務員が兼務している疑いがある。 ・大阪維新の会のホームページ、議員紹介のところで事務所として西天満3-4-6と記載しており、政治活動の事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 北区 | 高山美佳 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年春の選挙前に、ガーディアンライフ1階の事務所を後援会事務所としており、政治活動の拠点として使用。 ・東淀川区選出の杉山幹人議員と結婚。北区に居住実態があるのか明らかにすべき。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 都島区 | 大西聖一 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体「大西しょういちSupporting CLUB」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所の電話番号と同一 ・大阪維新の会ホームページ、議員紹介のところで事務所の所在地として、都島中通2-24-8と記載し、政治活動の事務所として公表。 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 都島区 | 岡田妥知 | 100% | 100% | | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「後援会連絡所」「政治活動用事務所」と記載された看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会の党员募集の貼り紙 ・大阪維新の会ホームページ、議員紹介のところで事務所の所在地として、高倉町1-7-30シャルム高倉102と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 福島区 | 広田和美 | 90% | 90% | 90% | 90% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・日本維新の会、大阪維新の会ホームページの議員紹介のところで、事務所の所在地を鷺洲2-10-8と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 中央区 | 塩中一成 | 90% | 90% | 90% | | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体「塩中一成後援会」の収支報告書（令和2年度）に記載の事務担当連絡先の電話番号が、議員事務所の電話番号と同一 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼り、「政治活動用事務所」の看板を設置。 ・大阪維新の会ホームページ、議員紹介のところで事務所の所在地として瓦屋町1-12-1と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 中央区 | 野上蘭 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体「野上蘭後援会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当者が野上議員本人であり、連絡先電話番号は携帯電話。野上議員の携帯電話は政務活動と後援会活動が混在。 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所の所在地を内久宝寺町3-3-15-102と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 西区 | 西拓郎 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・大阪維新の会のホームページ、議員紹介のところで事務所の所在地として北堀江4-15-15と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-----|---|
| 西区 | 東貴之 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・東議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市西区支部」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所の電話番号と同一 ・政治団体「東たかゆき後援会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が議員事務所と同一。 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所の所在地を九条3-8-3と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| 港区 | 藤田暁 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の横断幕を設置 ・大阪維新の会のホームページ、議員紹介のところで事務所の所在地として夕風2丁目18-10サンポートハイム夕風302号と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| 大正区 | 出雲輝英 | 90% | 90% | 90% | 90% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・大阪維新の会のホームページ、議員紹介のところで事務所の所在地として三軒家東5-14-11と記載、政治活動の事務所として公表。 |
| 天王寺区 | 金子恵美 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体「金子恵美後援会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所の電話番号と同一 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を勝山2-1-26と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 浪速区 | 竹下隆 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・竹下議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市浪速区支部」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所の電話番号と同一 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地として難波中3-18-11と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 淀川区 | 坂井肇 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を新北野1-14-17村上ビル2Fと記載、政治活動事務所として公表。 |
| 淀川区 | 山下昌彦 | 90% | 90% | 90% | 90% | | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪維新の会のホームページ、議員紹介のところで事務所所在地を西三国4-8-19と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 東淀川区 | 杉山幹人 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所にあるビル入口に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所にあるビル内に日本維新の会のポスターを貼っている ・議員事務所扉に「アポなし来訪お断り」の貼り紙がしてあり、事務員の雇用実態があるのか疑わしい。 ・大阪維新の会ホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を淡路4-9-15と記載、政治活動事務所として公表。 ・北区選出の高山美佳議員と結婚。東淀川区に居住実態があるのか明らかにすべき。 |

| | | | | | | | |
|------|-------|------|------|------|------|-----|---|
| 東淀川区 | 橋本誠人 | 100% | 90% | 90% | 90% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所日本維新の会のポスターを貼っている ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を豊新5-17-6と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 東成区 | 海老沢由紀 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所日本維新の会のポスターを貼っている ・日本維新の会、大阪維新の会ホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を神路4-12-28-201と記載、政治活動事務所として公表。 ・事務所電話代として政務活動費を充当している電話番号は携帯電話番号であり、議員事務所の連絡先として公表している固定電話ではない。 ・事務所電話代として政務活動費を充当している利用明細書によれば、住所が「大阪市生野区」になっており、大阪市東成区に居住実態があったのか明らかにするべき。 |
| 東成区 | 岡崎太 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を中本2-12-1と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 生野区 | 木下誠 | 80% | 80% | 80% | 80% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・木下議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市生野区支部」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が議員事務所と同一 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所日本維新の会のポスターを貼っている ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を勝山北3丁目15-16と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 生野区 | 原口悠介 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を巽東1-9-29と記載、政治活動事務所として公表 |
| 旭区 | 宮脇希 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・宮脇議員が代表の政治団体「日本維新の会大阪市旭区支部」の収支報告書（令和2年）に記載の所在地と事務担当連絡先電話番号が議員事務所と同一 ・議員事務所日本維新の会のポスターを貼っている ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を大宮1-13-5と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 城東区 | 飯田哲史 | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体「飯田哲史後援会」と「飯田サトシを支える会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が議員事務所と同一 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を成育2-4-15と記載、政治活動事務所として公表。 |
| 城東区 | 本田リエ | 100% | 100% | 100% | 100% | | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所日本維新の会のポスターを貼っている ・政治団体「ホンダリエ後援会HomeRoom」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当者連絡先電話番号が、議員事務所と同一 ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を鳴野東-13-9と記載、政治活動事務所として公表。 |

| | | | | | | | |
|------|-------|-----------|------|------|------|------|--|
| 鶴見区 | 大橋一隆 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・政治団体「大橋かずたか後援会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所と同一 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を浜2-3-47と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 鶴見区 | 黒田真梨子 | 100% | 100% | 100% | 100% | | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を今津中1-6-1と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 阿倍野区 | 梅園周 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を阿倍野筋5丁目3-18と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 阿倍野区 | 丹野壮治 | 80% | 80% | 80% | 80% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を昭和町2丁目1-27と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 住之江区 | 片山一步 | 90% | 50% | 90% | 50% | | ・政治団体「片山一步後援会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所と同一 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を粉浜1-23-19と記載、政治活動事務所として公表。 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に「大阪維新の会掲示板」を設置し、日本維新の会のポスターを貼っている |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 住之江区 | 佐々木理江 | 90% | 90% | 90% | 90% | | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に「日本維新の会」の広報板を設置 ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を東加賀屋2-15-14と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 住吉区 | 伊藤亜実 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を長居東3丁目13-18と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 住吉区 | 上田智隆 | 90% | 90% | 90% | 90% | | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を長居西3-1-30と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 東住吉区 | 田辺信広 | 100% | 60% | 60% | 60% | 100% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に「行政書士事務所」の貼り紙をしており、行政書士業務と混在。 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・議員事務所の郵便ポストは、行政事務所、後援会あての郵便物も受け取ることとしている ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を東田辺1-1-10と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----------|------|------|------|------|--|
| 平野区 | 杉村幸太郎 | 100% | 90% | 90% | 90% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を平野北1-10-29と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 平野区 | 吉見美佐子 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を瓜破西2-9-33エステートGEN II 1階と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 西成区 | 辻淳子 | 90% | 90% | 90% | 90% | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を玉出中2-6-18と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |
| 西成区 | 藤岡寛和 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・議員事務所に日本維新の会のポスターを貼っている ・議員事務所に藤岡寛和後援会としてボランティア募集の貼り紙をしている ・日本維新の会、大阪維新の会のホームページの議員紹介のところで、事務所所在地を梅南1-2-3と記載、政治活動事務所として公表。 |
| | | 10月分は選挙按分 | | | | | |

| 選挙区 | 公明党 | 人件費 | 家賃 | 電話 | 水道光熱費 | 携帯電話 | 政務活動費の高率充当が不適切だと強く推認される事実 |
|------|-------|------|------|------|-------|------|---|
| 北区 | 山本智子 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・公明党北大阪総支部の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当者が山本議員であり、電話番号が議員事務所と同一 ・政治団体「山本とも子後援会」の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が議員事務所と同一 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 都島区 | 八尾進 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・公明党大阪市会都島支部が発行の「はちお進Go! Go! レポート」に議員事務所の住所と電話番号を記載 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 此花区 | 今田信行 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所のポストに「公明党此花支部」と表示 ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 港区 | 西徳人 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・公明党大阪府本部のホームページに、議員事務所を掲載 |
| 大正区 | 小山光明 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 西淀川区 | 佐々木哲夫 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・公明党新大阪総支部西淀川版「ささきレポート」に、議員事務所の住所と電話番号を記載 |
| 淀川区 | 杉田忠裕 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・公明党新大阪総支部の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当者連絡先電話番号が議員事務所と同一 |
| 東淀川区 | 小笹正博 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に後援会連絡所の看板を設置 |
| 生野区 | 山田正和 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・公明党大阪中央総支部の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当連絡先電話番号が、議員事務所と同一 |
| 旭区 | 西崎照明 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に後援会連絡所の看板を設置 |
| 城東区 | 明石直樹 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 ・政治団体「明石直樹後援会」の事務担当が明石議員本人で、連絡先電話番号が議員事務所と同一 |
| 鶴見区 | 土岐恭生 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 住之江区 | 岸本栄 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 住吉区 | 中田光一郎 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・公明党西大阪総支部の収支報告書（令和2年）に記載の事務担当者が中田議員であり、連絡先電話番号が議員事務所と同一 ・議員事務所に後援会連絡所の看板を設置 |
| 東住吉区 | 辻義隆 | 100% | 100% | 100% | 100% | | ・辻よしたかfacebookの自己紹介で議員事務所の住所と電話番号を掲載し、コメント欄では政党活動を紹介 |
| 平野区 | 永井広幸 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に「政治活動用事務所」の看板を設置 |
| 平野区 | 永田典子 | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に公明党大阪府本部の掲示板を設置 ・議員事務所に政治活動用事務所の看板を設置 |
| 西成区 | 山口悟朗 | 100% | | 100% | 100% | 50% | ・議員事務所に後援会連絡所の看板を設置 |

| 議員名 | 人件費 | 事務費 | 事務所費 |
|----------|-----------|---------|-----------|
| くらもと 隆之 | 772,590 | 404,227 | 995,508 |
| 高山 美佳 | 3,075,720 | 175,460 | 1,019,494 |
| 大西 しょういち | 3,271,769 | 233,458 | 1,053,611 |
| 岡田 妥知 | 2,030,938 | 969,065 | 1,690,367 |
| 広田 和美 | 1,230,443 | 457,841 | 997,113 |
| 塩中 一成 | 2,665,013 | 613,781 | 1,169,547 |
| 野上 らん | 2,713,394 | 210,013 | 1,971,796 |
| 西 拓郎 | 2,981,241 | 751,293 | 1,578,036 |
| 東 貴之 | 4,208,031 | 221,072 | 1,345,212 |
| 藤田 あきら | 3,322,429 | 503,753 | 963,249 |
| 出雲 輝英 | 3,901,290 | 756,858 | 967,286 |
| 金子 恵美 | 3,547,580 | 447,618 | 928,881 |
| 竹下 隆 | 967,032 | 813,673 | 1,401,652 |
| 坂井 はじめ | 3,447,816 | 431,866 | 1,026,587 |
| 山下 昌彦 | 3,251,951 | 450,305 | 968,757 |
| 杉山 幹人 | 312,457 | 596,975 | 1,876,192 |
| 橋本 まさと | 610,920 | 879,544 | 581,819 |
| 海老沢 由紀 | 3,689,942 | 515,874 | 815,199 |
| 岡崎 太 | 4,135,096 | 479,994 | 985,811 |
| 木下 誠 | 3,042,114 | 497,748 | 1,184,015 |
| 原口 悠介 | 1,990,194 | 269,750 | 1,973,184 |
| 宮脇 希 | 2,545,604 | 592,531 | 1,395,283 |
| 飯田 哲史 | 2,938,285 | 696,226 | 1,393,399 |
| ホンダ リエ | 3,338,945 | 634,770 | 1,349,103 |
| 大橋 一隆 | 3,772,902 | 431,207 | 1,482,517 |
| 黒田 まりこ | 2,789,014 | 599,152 | 865,402 |
| 梅園 周 | 2,863,043 | 407,064 | 1,843,948 |
| 丹野 壮治 | 2,869,447 | 210,132 | 2,424,314 |
| 片山 一步 | 3,073,818 | 931,011 | 1,163,544 |
| 佐々木 りえ | 3,231,307 | 750,277 | 1,124,920 |
| 伊藤 亜実 | 1,992,440 | 815,749 | 1,432,454 |
| 上田 智隆 | 1,981,103 | 129,588 | 1,457,508 |
| 田辺 信広 | 2,396,561 | 367,022 | 1,055,590 |
| 杉村 幸太郎 | 3,769,757 | 471,802 | 1,444,065 |
| 吉見 みさこ | 3,961,250 | 326,220 | 1,394,064 |
| 辻 淳子 | 3,560,016 | 496,523 | 1,125,212 |

| | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 藤岡 寛和 | 2,599,515 | 944,235 | 1,635,499 |
| 山本 智子 | 1,271,365 | 651,457 | 1,767,929 |
| 八尾 進 | 1,994,562 | 1,296,207 | 1,551,954 |
| 今田 信行 | 1,935,258 | 882,174 | 1,787,662 |
| 西 徳入 | 1,696,689 | 632,484 | 1,533,904 |
| 小山 光明 | 2,456,898 | 682,980 | 1,181,853 |
| 佐々木 哲夫 | 2,422,968 | 1,036,437 | 1,093,205 |
| 杉田 忠裕 | 3,464,443 | 643,603 | 737,263 |
| 小笹 正博 | 1,876,777 | 590,860 | 1,054,286 |
| 山田 正和 | 1,984,079 | 444,959 | 1,260,329 |
| 西崎 照明 | 2,106,160 | 618,810 | 1,579,348 |
| 明石 直樹 | 1,953,080 | 1,022,743 | 1,700,929 |
| 土岐 恭生 | 2,499,846 | 783,276 | 1,516,886 |
| 岸本 栄 | 2,277,144 | 781,933 | 1,456,899 |
| 中田 光一郎 | 2,021,622 | 950,954 | 1,532,294 |
| 辻 義隆 | 1,303,960 | 1,431,995 | 1,524,460 |
| 永井 広幸 | 1,976,202 | 679,930 | 779,342 |
| 永田 典子 | 1,934,772 | 366,466 | 1,159,417 |
| 山口 悟朗 | 975,919 | 694,136 | 101,559 |

【参考（法令等〔抜粋〕）】

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第100条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

（以下略）

2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第25号）

（交付の対象）

第2条 政務活動費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第1項の規定により95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

（政務活動費の月額等）

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、570,000円又は95,000円のうちから各会派が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 略

3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、475,000円とする。

4 略

（交付日）

第4条 政務活動費は、各月の10日（5月にあつては、市長が定める日）に当月分を交付する。ただし、その日が大阪市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日に交付する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務活動費を会派にあつては別表第1、交付対象議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。

(中略)

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

2 略

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務活動費の総額から同年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(中略)

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しについて、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(以下略)

別表第1（第5条関係）

| 費目 | 内容 |
|-------|---|
| 調査研究費 | 会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。 |
| 研修費 | 会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 会議費 | 会派における調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 |

| | |
|----------|---|
| 資料作成費 | 会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費 |
| 広報・広聴費 | 会派が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費 |
| 人件費 | 会派が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務費 | 会派が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費 |
| 事務所費 | 会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費 |

別表第2（第5条関係）

| 費目 | 内容 |
|----------|---|
| 調査研究費 | 議員が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。 |
| 研修費 | 議員が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 会議費 | 議員の調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 資料作成費 | 議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費 |
| 広報・広聴費 | 議員が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに議員の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費 |
| 人件費 | 議員が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務費 | 議員が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費 |
| 事務所費 | 議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費 |

3 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年条例第94号）

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額、平成25年3月1日から令和5年4月29日までの間において、同条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

4 大阪市会政務活動費の交付に関する規則（平成13年規則第28号）

（収支報告書等）

第5条 略

2 条例第7条第1項及び第2項の領収書等の写しは、条例別表第1及び条例別表第2の費目欄に掲げる費目ごとに分類して提出しなければならない。

3 議長は、条例第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

（以下略）